

議案第 55 号

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

令和元年 5 月 30 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年前橋市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセント（据置期間中にある場合は、無利子）とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。